

## 新見市人口減少問題対策会議 規約

### (目的)

第1条 本市の人口減少問題について、官民を挙げて関係する組織・団体が相互に連携し、対策を強力に推進するため、新見市人口減少問題対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 対策会議は別表に掲げる団体をもって組織するものとし、必要に応じて会議を開催する。

### (活動内容)

第3条 対策会議は、本市の人口減少問題について、各団体が課題を共有し、その解決に向けて同じ方向性を持って取り組んでいくため、課題分析及び各組織の特性を活かして取り組む事業や、連携・協力して行う取組等について検討を行う。

### (事務局)

第4条 対策会議の庶務は、新見市役所総務部企画政策課において処理する。

### (その他)

第5条 この規約に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、協議の上別に定める。

#### 附 則

この規約は、平成27年1月30日から適用する。

#### 附 則

この規約は、平成27年4月17日から適用する。

#### 附 則

この規約は、平成27年6月22日から適用する。

#### 附 則

この規約は、平成29年4月1日から適用する。

## 別表

団 体 名	備 考
新見商工会議所	
阿哲商工会	
阿新農業協同組合	
新見市森林組合	
新見漁業協同組合	
新見地区木材組合	
新見公立大学・新見公立短期大学	
中国銀行	
備北信用金庫	
高梁公共職業安定所	
新見記者クラブ	
新見市	